



教育支援資金

教育資金が必要な方へ



1. 貸付対象 低所得世帯、生活保護世帯

2. 資金用途 学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程、盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む）、短期大学（専修学校の専門課程を含む）、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費

3. 資金の種類

	高校進学の場合	短期大学・大学進学の場合
教育支援費	授業料のみ（公立高校の場合は原則として、貸付しません）	授業料、施設設備費、施設拡充費、運営維持費、実習費、図書購入費、定期代など
就学支度費	入学金、施設設備費、制服代、教科書代、修学旅行費、定期代など、授業料以外の経費	入学金、下宿準備費用など、入学時のみ一時的に必要な経費

◇教育支援費は、日本学生支援機構（JASSO）、京都府高等学校等修学金、母子父子寡婦福祉資金等の他の公的貸付制度（以下、他制度）の活用を優先し、それらの借入ができるまでの「つなぎ資金」として貸付します。「つなぎ資金」を申請された方は、上記他制度の資金についても借入の申込手続を行ってください。

◇教育支援費の貸付期間は、原則として貸付上限月額のみ6カ月分とします。

ただし、納入費用が大きく不足する場合など、「特例」として最大9カ月分まで貸付することができますので、ご相談ください。

4. 貸付上限額 教育支援費：下表のとおり（高等学校には専修学校高等課程を、短期大学には専修学校専門課程を含む）

学校種別等			貸付上限月額	
			自宅	自宅外
高等学校	国公立	1～3年	18,000円	23,000円
	私立	1～3年	30,000円	35,000円
高等専門学校	国公立	1～3年	21,000円	22,500円
		4～5年	44,000円	50,000円
	私立	1～3年	32,000円	35,000円
		4～5年	53,000円	60,000円
短期大学	国公立	1～2年	45,000円	51,000円
	私立	1～2年	53,000円	60,000円
大学	国公立	1～4年	45,000円	51,000円
	私立	1～4年	54,000円	64,000円

※通常の貸付上限月額では学費が不足する場合、貸付上限月額の1.5倍程度（特別分）まで貸付することができます。（一定の条件があります。）

就学支度費：50万円以内

5. 貸付金の利率 教育支援費：無利子
就学支度費：無利子

6. 据置・償還期間 高校進学の場合

	据置期間		償還期間
教育支援費	つなぎ資金	1ヵ月	1ヵ月（入学年の12月）
	在学中の貸付	卒業後3ヵ月以内	貸付期間の3倍以内
就学支度費	卒業後3ヵ月以内		8年以内

短期大学・大学進学の場合

	据置期間		償還期間
教育支援費	つなぎ資金	（通常・特別）1ヵ月 （特別）3ヵ月	1ヵ月（入学年の12月） 2年生4月～卒業後1年
	在学中の貸付	卒業後3ヵ月以内	貸付期間の3倍以内 （特別分は4倍以内）
就学支度費	卒業後3ヵ月以内		8年以内

7. 申込に必要な書類

世帯状況別の必要書類

全申込者 共通	証明書等	借入申込者世帯全員の住民票及び収入証明、 連帯借入及び連帯保証申込者の住民票及び収入証明等
	意見書等	民生委員調査書等
生活保護世帯	意見書等	福祉事務所長又は府広域振興局保健所長の意見書等
外国人・ 障害者世帯	確認等	在留カード、特別永住者証明書などの窓口での確認と写し 障害者手帳等の窓口での確認と写し

資金種類別の必要書類

教育支援費	証明書等	在学証明書、入学許可通知書、合格通知書等の写し
就学支度費	意見書等	必要経費の見積書（学校発行のパンフレット等）

〈在学中の方への貸付〉

8. 継続・上乘せ貸付について

「つなぎ資金」を借入後、日本学生支援機構（JASSO）、京都府高等学校等修学金、母子父子寡婦福祉資金等の他制度を申請したものの借入できなかった場合や、利用しても資金が不足する場合に、卒業年度末までの教育支援費を貸付することができます。

9. 貸付条件

申請にあたっては、次の条件を満たす必要があります。（※は短期大学・大学の場合のみ）

- ① 貸付対象経費は学費のみであること（生活費は対象外）
 - ② 学校や行政等の授業料減免制度等が利用できないこと
- ※「借入上限総月額（※）」の範囲内で卒業までの資金調達が可能であること
（借入上限総月額とは、JASSO I種+教育支援費（通常分×1.5倍）をいいます。）
- ※貸付月額が通常分を超える場合は、連帯保証人を立てられること
- ※申込者の世帯員が他の生活福祉資金を滞納していないこと
- ※高校進学時のつなぎ資金を、一括償還から在学中の分割償還に条件変更していないこと

10. 申込に必要な書類

証明書等	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書 ・京都府高等学校等修学金・日本学生支援機構の不採用証明書 ・連帯保証人を追加する場合、連帯保証人の住民票、収入証明等 ※ JASSO「奨学生証」「奨学金貸与証明書」「貸与額通知書」のいずれか
意見書等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯は、福祉事務所長又は府広域振興局保健所長の意見書等 ・必要経費の見積書（学校発行のパンフレット等） ※教育支援資金 経費算出表 ※資金調達計画書

※は、短期大学・大学の場合のみ

11. 据置・償還期間

据置期間：0ヵ月（原則として「つなぎ資金」の償還期間終了後に返済を開始します。）

償還期間：貸付期間の3倍以内（特別分貸付の場合、4倍以内）

※つなぎ資金の償還期間と併せて、最長20年以内